

発議 第2号

副議長不信任決議案

上記の議案を、別紙のとおり江津市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年9月26日

江津市議会議長 藤間 義明 殿

提出者 江津市議会議員 植田 好雄

提出者 江津市議会議員 多田 伸玲

提出者 江津市議会議員 植田 圭介

提出者 江津市議会議員 石橋 孝義

提出者 江津市議会議員 森川 佳英

提出者 江津市議会議員 森脇 悦朗

提出者 江津市議会議員 山根 兼三郎

提出者 江津市議会議員

(別紙)

発議 第2号 副議長不信任決議案

副議長は、2023年11月24日に開催された、自ら委員長を務める地域医療対策特別委員会協議会において、「事前質疑に対する回答（委員長、執行部、済生会江津総合病院より）」と題した資料を配布しました。そして、同年12月12日の市議会一般質問において、10番議員よりこの事前質疑の回答について質問を行いました。その結果、議員指摘の回答内容については、江津市および済生会江津総合病院両者とも把握したものではないと答弁がありました。その後、2024年5月28日の地域医療対策特別委員会協議会において、委員より資料内容に疑義があるため内容の整理を求めたところ、資料の内容については、委員長自身がすべて記載したものであると委員長が発言をしました。その後委員より再度整理を申し出たところ、整理に至らず委員長は会を閉じました。そして、本年6月議会においての地域医療対策特別委員会の改選について、議長は委員を選任することができないとし現在まで副議長が委員長として、地域医療対策特別委員会を運営している状況であります。

6月議会終了後、3度にわたり議員7人より議長に対して速やかに地域医療対策特別委員会の委員の選任と、議長も問題があると認識する委員長記載の回答資料を委員長に対し対応を指示するとともに、議長として委員長に対して適切な処分を求める申入れがなされましたが、未だ進展もなく、議長および委員長である副議長の対応が見えておりません。

このことから、副議長に対して議員の品位と名誉を損なう行為であり、市民の議会に対する信頼を損ねた疑いがあることから政治倫理審査請求が提出されました。

また、副議長は会派に所属しない議員に対して、議会運営員会での内容説明や調整役を行うことが慣例となっていますが、怠っている現状があります。

一連の問題解決には、委員長である副議長が自ら作成した回答書について、虚偽を記載したことの謝罪と整理、並びに委員長および委員を辞任するとともに、議会に対して混乱を招いた責任を取り、副議長を辞任することが最善の策であります。

よって、江津市議会は鍛治恵巳子副議長を信任しない。

以上決議する。

令和6年9月26日

江 津 市 議 会